

尾張旭市シティプロモーション戦略策定支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、尾張旭市シティプロモーション戦略策定支援業務委託を実施するに当たり、本市が実施する公募型プロポーザルに参加しようとする事業者が熟知し、かつ、順守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 実施目的

本プロポーザルは、尾張旭市（以下「市」という。）が「尾張旭市シティプロモーション戦略策定支援業務委託」（以下「本業務」という。）について、市と契約を締結する意思のある事業者に対し、業務実施能力などの審査を公募型プロポーザルにより行い、最も本業務の遂行に適格と判断される事業者を選定するために行うものである。

2 事業者の選定方法

市は、公募した事業者から提出された企画提案書等を審査し、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

3 業務概要

(1) 業務名

尾張旭市シティプロモーション戦略策定支援業務委託

(2) 業務内容

別添「尾張旭市シティプロモーション戦略策定支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

契約締結日の翌日から令和8年3月19日（木）

4 見積限度額

6, 500, 000円以内

※ 取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む。

※ 上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

5 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする事業者（以下「参加者」という。）は、以下の要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 6 年度尾張旭市入札参加資格者名簿に登載されている者（9 に定める参加表明書類の提出時点で入札参加資格登録の受付を済ませている者であって、契約締結時点で名簿に登載される見込みのものを含む。）で、公告日から契約締結日までの間、尾張旭市において指名停止又はそれに準ずる措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 「尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 23 年 9 月 27 日付けで尾張旭市長、尾張旭市教育委員会教育長及び愛知県守山警察署長が締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 所有する資産に対し、債務不履行による仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。

6 選定日程

内容	日時
公募開始	令和 6 年 10 月 7 日（月）
質問受付期間	令和 6 年 10 月 7 日（月）から 令和 6 年 10 月 11 日（金）まで
質問回答期日	令和 6 年 10 月 17 日（木）
参加表明書等提出期限	令和 6 年 10 月 25 日（金）
企画提案書提出期限	令和 6 年 11 月 6 日（水）
プレゼンテーション	令和 6 年 11 月 13 日（水）
審査結果通知	令和 6 年 11 月 22 日（金）（予定）
事前協議	別途通知
契約締結	令和 6 年 11 月 29 日（金）（予定）

7 提出書類の様式

- (1) 参加表明書（様式 1）
- (2) 企画提案書（様式 2）
- (3) 団体概要（様式 3）
- (4) 業務実績（様式 4）
- (5) 業務実施体制（様式 5）

- (6) 予定技術者調書（様式 6）
- (7) 質問書（様式 7）
- (8) 辞退届（様式 8）

8 質疑応答等

(1) 質問の提出方法

質問事項を質問書（様式 7）に記入し、市長公室広報戦略課に令和 6 年 10 月 11 日（金）午後 5 時までに電子メールにより提出すること。

※ 提出期限後に提出された質問、規定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。

※ 提出した際は、担当課へ電話にてその旨連絡すること。

(2) 質問に対する回答

市が全ての質問について質問者名を無記載で取りまとめ、令和 6 年 10 月 17 日（木）までに市ホームページにて回答を公表する。

ただし、質問内容により本企画提案による業者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。また、質問に対する回答は、実施要領又は仕様書の追加又は修正とみなす。

9 参加表明等

参加者は、参加表明書類を次の要領で提出すること。

(1) 提出書類

参加表明書（様式 1）：原本 1 部

団体概要（様式 3）：原本 1 部

(2) 提出書類に関する留意事項

本業務は、5 に定める参加資格要件を満たす者に限る。

(3) 提出先

尾張旭市役所市長公室広報戦略課

(4) 提出方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

(5) 提出期限

令和 6 年 10 月 25 日（金）正午

※ 提出期限後に提出された書類は、一切受け付けない。

(6) 参加資格の確認

提出書類に基づき、5 に定める参加資格要件の確認を行い、提出者に参加資格がないと認められた場合は、その旨を通知する。

10 企画提案

企画提案書類を次の要領で提出すること。

(1) 提出書類

提出書類	様式	提出部数
企画提案書	様式 2	原本 1 部
企画提案書本編	任意様式	原本 1 部、写し 5 部
業務実績	様式 4	原本 1 部、写し 5 部
業務実施体制	様式 5	原本 1 部、写し 5 部
予定技術者調書	様式 6	原本 1 部、写し 5 部
参考見積書	任意様式	原本 1 部

(2) 提出書類の作成の留意点

ア 企画提案書本編

- ・ 作成に当たっては、仕様書の内容を踏まえること。
- ・ 表紙（A 4 判、1 枚）を付し、「尾張旭市シティプロモーション戦略策定支援業務企画提案書」と記載すること。
- ・ 表紙の次に目次を付すこと。目次の枚数に上限は定めないが、適切な枚数とすること。
- ・ 作成ページ数は、表紙及び目次を除いて 24 ページ以内（両面印刷）とし、各ページにはページ番号を記載すること。
- ・ 説明のための文字の大きさは、原則として 11 ポイント以上とすること。
- ・ 記述に当たっては、専門知識を有しない者でも理解でき、分かりやすい表現で作成すること。
- ・ 提案者を特定できる事項（社名等）は、記載しないこと。
- ・ 下記事項は必ず盛り込み、事項順に記載すること。
 - ① 業務全体の実施方針
 - ② 情報収集、現状分析
 - ・ 情報収集及び現状分析の考え方、方法（戦略策定に当たり市民だけでなく、必要となる市外在住者の情報等を広く収集できることを期待する。）
 - ② ワークショップ
 - ・ 実施目的、実施方針、実施内容
 - ・ 参加者を増やす工夫
 - ③ 戦略策定
 - ・ 戦略の骨子及び記載する具体的な内容（目的、ターゲットなど）
 - ・ ロゴ・キャッチフレーズの活用についての考え方

- ・ 市民や関係者が理解しやすく身近に感じられる工夫

⑤ PRツール制作方針

- ・ 製作する具体的なツールの内容、目的、効果

⑥ 業務計画（スケジュール）

イ 参考見積書（任意様式）

見積書には、内訳を記載すること。

- ・ 見積には、ロゴ・キャッチコピーを作成する費用を含めること。（同一基準で判断するためのものであり、作成については本業務の中で最終的に市で決定することに留意すること。）
- ・ PRツールについては200万円以上とすること。

ウ 次の各社会的価値の実現に資する取組等を行っている場合は、それを証する書類：写し各1部

- ・ 女性の活躍促進に関する取組（女性の活躍促進宣言、あいち女性輝きカンパニー、えるぼし等）
- ・ 環境マネジメントシステムの導入（ISO14001、エコアクション21、KES又はエコステージ）
- ・ ワーク・ライフ・バランスの推進（愛知県ファミリー・フレンドリー企業、くるみん等）
- ・ 障がい者等雇用に関する取組（障害者雇用促進法に基づく法定雇用率の達成、保護観察所への協力雇用主としての登録等）

(3) 提出先

尾張旭市役所市長公室広報戦略課

(4) 提出方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

(5) 提出期限

令和6年11月6日（水）正午

※ 提出期限後に提出された書類は、一切受け付けない。

11 辞退

参加表明書提出後、やむを得ず参加を辞退する場合は、事前に電話連絡の上、辞退届（様式8）を市長公室広報戦略課に直接持参すること。なお、市は、辞退したことをもって、いかなる不利益な取扱いも行わない。

12 審査方法等

(1) 審査方法

審査委員による書類審査及びプレゼンテーションによる審査を実施し、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

ア 書類審査

審査基準に基づき評価点を算出する。

イ プレゼンテーション

プレゼンテーション（２０分間）及び質疑応答（１０分間）の計３０分間で実施し、審査基準に基づき評価点を算出する。なお、提案者からの出席は、２名を上限とする（本業務の担当者又は責任者が望ましい。）。

(2) 審査結果の通知・公表

審査結果は、参加者全員に対し速やかに書面にて通知する。また、文書発送後、参加者名及び審査結果を本市ホームページに掲載し、公表する。

なお、ホームページに掲載する際、参加者名については、受託候補者名のみ公表し、点数については全参加者分を公表する。

13 契約の締結

市は、最も優れた提案を行ったと認められる事業者と、本業務について協議を行い、協議が整い次第、尾張旭市契約規則等に従い、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に基づく随意契約の方法により契約を締結する。

契約内容については、原則として企画提案書等の記載内容を契約時の仕様とする。ただし、本業務の目的達成のため、必要な範囲において市と事業者が当該業務について協議を行い、仕様を決定することができるものとする。

14 その他

- (1) 参加者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (2) 提出された書類の作成等に要した費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、返却しないものとする。
- (4) 提出された参加表明書類は、参加資格の確認以外には使用しない。
- (5) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は、認めない。
- (6) 提出された提案書類等は、尾張旭市情報公開条例（平成１２年条例第２５号）第７条に定める非公開情報（団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報等）を除き、公開の対象となる。
- (7) 本プロポーザルの公告から契約締結までの期間中、本市における本業務及び関連業務に関する営業行為を禁止する。
- (8) 企画提案書の提出が１者のみであった場合であっても、本プロポーザルでの選定を実施する。その場合は、各種審査要件を満たし、かつ、総合点の６割以上あれば、優れた提案とみなす。

15 連絡先

尾張旭市役所市長公室広報戦略課

住 所：〒488－8666

愛知県尾張旭市東大道町原田2600－1

電 話：0561－76－8107

FAX：0561－52－5166

e-mail：kouhou@city.owariasahi.lg.jp